

昇降機設置をご希望の方へ

目的

在宅で生活する高齢者の方が、安全に日常生活を営むうえで、転倒予防や介護の軽減等の効果を確保するため、住まいの改修が必要と認められた場合に、改修費を給付します。

対象

下記、①から⑥まで全て該当する方が対象となります。

- ① 区内に住所があり、65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方
- ② 生計中心者もしくは扶養者等の前年所得が、基準額(1人世帯の場合¥5,852,000)以下の方
- ③ 日常的に車椅子または歩行器等を利用している方
- ④ 下肢または体幹の疾患、障害がある方
もしくは呼吸器・心臓等の疾患、障害がある方
- ⑤ 住宅内(玄関、居室、洗面所、台所、浴室、便所のうち1つが住宅の2階以上または地下にある)を、日常的(1日数回程度)に昇降する必要がある方
または、外出のため日常的(週3日以上)に昇降する必要がある方
- ⑥ 担当ケアマネジャーがケアマネジメント上、必要と判断している方

必要書類

対象となる方は、下記の必要書類を区へ事前提出してください。

- A. 住宅改修アドバイザー派遣依頼書(担当ケアマネジャーが作成します)
- B. 施工予定図面(幅、寸法等が明記されたもの)
- C. 現在住んでいる住居の見取図
(昇降機を設置する階段の上・下階の住居全てを明記したもの)

訪問調査の実施

- ★ 必要書類が提出された後、家庭訪問日程を打ち合わせさせていただきます。
- ★ 訪問日に、区住宅改修アドバイザーと区職員が訪問調査を実施します。
(訪問調査当日は、利用者本人の同席を原則とします。)

申請書類の提出

- ★ 訪問調査の結果、家屋の状況等も含めたうえで給付可能と認められた方は、区役所へ住宅改修給付申請書類を提出してください。必要書類は次のとおりです。

(全て区役所指定用紙となります。)

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| I. 住宅改修給付申請書 | II. 住宅改修理由書(担当ケアマネジャーが作成したもの) |
| III. 見積書・内訳明細書 | IV. 図面(工事前・工事後) |
| V. 工事前写真 | VI. 所有者の承諾書(アパート・貸家等の場合) |

※訪問調査等に時間がかかりますので、ご希望の方は早めにご相談ください。